

令和4年3月 河北町農業委員会総会（第3回）

令和4年3月25日（金曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場4階 全員協議会室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年3月25日（金曜日）午後1時59分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第8号 農用地利用配分計画案の作成について

議第9号 非農地証明願について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 増川事務局長

では、定刻前ではありますけども、只今から令和3年度最後の3月総会を始めさせていただきます。皆様のご期待によりましてこの議員全員協議会室をお借りしての開催となりますので、皆様御奇譚のないご意見を頂ければという風に思います。喋る前には、スイッチを押して喋って頂ください。では、会長挨拶ということでお願いします。

○ 堀米会長

皆さんこんにちは。只今あった通り、ただの部屋でなくて議員の方達が使う全員協議会室です。造りから何から下のただの会議室とは違う雰囲気のようなところで出来たらいい案とか、スムーズな議事進行とか出来ると思います。まあ、農業委員として任命された会議ですのでこういった所で出来ればだぶらない限りはやっていけたらな、と思っております。今日は初めて新庁舎出来てから、新庁舎の会議室を使つての会議となります。雰囲気違えばいい案も出るかと思しますのでひとつよろしくをお願いします。

また今日は3時から農業委員と合同研修会ということで3階であります。また、3時半からは、役場の内示があるということですので、スムーズにいて、出来れば1時間程で総会の方終わられればなと思っております。コロナもまだある所ですのでスムーズな進行によろしくご協力方お願いします。また、今年もどこにも行かなかったということで、積立金も1人20,000円返金ということですので、有効活用していただけたらな、と思います。まず本日はひとつよろしくをお願いします。

○ 増川事務局長

ありがとうございます。では会長に座長になっていただいて、進行の方よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

それでは、早速議事に入ります。日程第1議事録署名委員の指名です。11番 齋藤代理、1番 高橋委員にお願いします。

今日は、議事が7件程ございます。スムーズな進行で先程申し上げた通り1時間程で終わればと思います。それでは、日程第2議案の審議になります。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、です。

はじめに、申請番号7番 所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●、畑、ほか9筆で計8,104㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後は自作するほか、●●●●さん

から耕作してもらおうとのことでした。

続きまして、申請番号8番です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか1筆で計1,952㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか●●●●さんから耕作してもらおうとのことでした。

続きまして、資料2ページをお開きください。申請番号9番です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか3筆で計9,055㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作するほか、●●●●さんから耕作してもらおうとのことでした。

以上3件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

皆さんから質問等ありましたらお受けします。ありませんか。では私から言うのも何なのですが、この72分の1と言うのは何か意味あるんだかな。

○ 奥山（喜）委員

それでは、私から。畑中でショウギ会でありまして、そのショウギ会で持っている田んぼが、72分の1になっているものです。

○ 議長（会長）

これあの、ショウギ会に入っていた人が72人ということか。

○ 奥山（喜）委員

今72人みたいですね。

○ 議長（会長）

んだとこの●●●●番の面積は畑中のショウギ会の人みんなの土地ということで所有権登記されているということか。

○ 奥山（喜）委員

はい、そうです。

○ 議長（会長）

はい、それでは、他にありますか。なければ、この件についてはこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

続きまして、報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局お願ひします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページをご覧ください。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号28番、所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、田、548㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、●●●●さんが耕作不便により返却するとのことで、今後は●●●●さんの子の●●●●さんが自作するとのことです。

続きまして申請番号29番、所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、田、ほか1筆で計3,893㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号30番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、田、2,718㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号31番及び32番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、田、ほか2筆で計7,372㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸借するためとのことです。

次に、申請番号33番、及び34番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、田、3,156㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号35番、及び36番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、ほか1筆で計5,103㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきます

が、他の方に貸借するためとのことです。

次に、申請番号37番、及び38番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、948㎡1筆です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸借するためとのことです。

次に、申請番号39番、及び40番、所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）●●●●●、田、ほか1筆で計1,050㎡です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号41番、及び42番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●●、田、ほか1筆で計4,911㎡です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号43番、及び44番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●●、田、1,483㎡1筆です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号45番、及び46番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●●、田、ほか2筆で計5,438㎡です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号47番、及び48番、所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●●、田、ほか1筆で計2,726㎡です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号49番、及び50番、所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、ほか3筆で計7, 194㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、資料8ページ、申請番号51番、及び52番、所在地 西里字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、1, 512㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号53番、及び54番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、田、2, 367㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号55番、及び56番、所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、ほか2筆で計1, 620㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、中間管理事業で貸借するためとのことです。

次に、申請番号57番、所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、ほか1筆で計126㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、公共事業で該当する部分の解約とのことです。

以上30件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、只今議第6号について事務局より説明ありました。これについて皆さんから質問等々ありましたらお受けします。なければ、この通り取り進めていただきます。続いて議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の10ページをご覧ください。議第5号 農地法第3条の規定

による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号13番、所有権の移転です。所在地 大字新吉田字新吉田（シンヨシダ）●●●●、畑、316㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号14番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、1,093㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号15番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計3,459㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

ここでちょっと資料の訂正をお願いしたいのですが、申請番号16番17番受人の●●●●さんの経営面積が24,628.55㎡とありますが、今回●●●●さん初めて貸し借りするということで、経営面積0㎡になります。

申請番号16番、賃借権の設定です。所在地 大字田井字壇ノ西（ダンノニシ）●●●●、畑、ほか1筆で計1,853㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号17番、使用賃借権の設定です。所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、樹園地、ほか3筆で計1,263㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号18番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）●●●●、田、ほか1筆で計1,050㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上6件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、事務局より説明ありました。このことについて、現地確認を行なっていると思いますので、順次申し上げます。

○ 堀委員

はい、13番。新吉田の件ですけども、渡人が●●●●さんですけども、家を買いたいということで、西里の方さ引っ越したということです。その脇の畑、316㎡これは

さんから何か質問等ありませんか。無いようですので、決を取ります。賛成の方挙手をお願いします。全員賛成と言うことです。

次に、議第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、議案書の12ページをご覧くださいと思います。議第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

この4条許可申請に先立ちまして、関連がありますので、今日お配りしております協議会資料の7ページをお開きいただけますでしょうか。河北町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更を行いまして、協議会資料の7ページに載せておりますが、●●●●さんが所在地 谷地字十二堂●●●●、田、663㎡1筆に農作業施設及び駐車場、駐機場を建設することを計画しており、農用地利用計画の用途区分の変更を行いました。農業用施設ということで、軽微な変更該当するため、農業委員会へは報告のみとなっております。

では、総会資料12ページに戻っていただきまして、申請事由につきましては、耕作面積が増え、これまでの施設が手狭となったことにより、防塵装置等の設置を付けた乾燥機及び農機具を保管する農作業施設の建設、また農機具の駐機場、従業員の駐車場建設を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の13ページ及び14ページが案内図になっております。15ページに字切図がありまして、斜線部分が申請地になります。16ページに土地利用計画図がございます。町道に接した方の663㎡を転用する計画になります。図面左側の水路に接する所の農地については、大豆の転作を行うとのこと。図面下の断面図のように、60cmほど盛土を行い、町道と同じ高さにする計画です。資料17ページから20ページが計画図です。

こちらの申請地は、農用地区域外にあり、第1種農地に当たりますが、農業用施設を計画するものですので、例外的に許可しうるものになります。

以上1件です。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、只今説明ありました件について、現地確認の報告をお願いします。

○ 原田委員

本日見てまいりました。場所的には大変いい所で、道路の反対側には住宅地なので、そこには迷惑かけないように、と言うことで言いましたら、了解もらってるということでしたので問題ないかと思います。

- 後藤委員
ここは当然分筆なってるんだよね。
- 事務局（奥山）
ここは、自分所有の農地ということで、測量だけして自分の農地を転用するというこ
となので、分筆は行ってないです。
- 後藤委員
と言うことは、この663㎡というのは残りの田も含めてか。
- 事務局（奥山）
田も含めると900㎡いくらかあったのですが、今回転用する部分が663㎡になり
ます。
- 後藤委員
だと別段、これ勉強のために聞くんだけども、分筆しなくても転用できる訳なんだ。
- 事務局（奥山）
自分所有の農地で、農業用施設への転用の場合は、将来転売する可能性までない、と
いうことで分筆までする必要がない、というものになります。
- 後藤委員
だと良くなったんだね。
- 議長（会長）
はい、そのほか質問等ありませんか。はい、ないと認めます。それではこの件に関し
ても皆さんから挙手をお願いします。賛成の方挙手願います。はい、全員賛成です。
続きまして、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より願
いします。
- 事務局（奥山）
はい、それでは資料の21ページをご覧ください。
河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集
積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。22ページ
が総括表になります。
ここで、すみませんが資料の訂正をお願いします。表の下段左端の総件数の下から2
行目（3）4を1に、その下の行の71を68に訂正をお願いします。

総件数は所有権移転が1件と、賃貸借設定が67件になります。

資料の23ページから詳細になりますのでご覧ください。

申請番号57番、所有権移転です。所在地 大字田井字最上新田（モガミシンデン）●●●●、畑、ほか1筆で計1,067.35㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当200,000円で、総額220,000円になります。

次に、資料24ページをご覧ください。申請番号58番、貸借権の設定です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、畑、892㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

この後、申請番号59番から35ページの申請番号124番の貸借権設定につきましては、いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は省略させていただきます。

その中で、申請番号62番から124番につきましては、中間管理事業での集積計画となります。

ここで、資料の訂正をお願いしたいところがあります。25ページ申請番号83番渡人が●●●●さんとなっておりますが、法定相続人代表 ●●●●さんと訂正をお願いします。

以上68件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

それでは、関係者と言うことで、今田委員が出ておりますので、今田委員は暫時退席願います。

——今田委員退席——

ではこの集積の案件について、皆さんから何かありますか。ありませんか。何もないと認めます。異議ないと言うことで、このまま取り進めさせていただきます。

——今田委員着席——

寒い所ご苦労様でした。誰も反対する人いねけつす。はい、では次に議第8号 農用地利用配分計画案の作成について。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは36ページをご覧くださいと思います。

河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画の案を作成することについて、農業委員会の意見を求める旨の依頼があり

ましたので、審議するものになり、借受者変更の配分計画案になります。

資料の37ページから39ページに詳細がございます。ここですみませんが、また資料の訂正をお願いします。左端に番号5番の●●●●さんの住所が●●●●番地とありますが、●●●●番地に訂正をお願いします。

借受者は16名で、配分面積につきましては37筆計45,043㎡になります。このうち1番については、寒河江市の●●●●さんから、●●●●さんへの経営移譲によるものです。そのほかにつきましては、地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきます。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局で説明のありました利用配分計画案の作成について、この通り進めてもよろしいでしょうか。

——異議なしの声あり——

異議なしと認めます。ではこの通り進めてもらいます。次に議第9号 非農地証明願について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の40ページをご覧ください。議第9号 非農地証明願についてです。申請番号1番、所在地 田井字中宿（ナカジユク）●●●●、畑、162㎡1筆です。申請事由につきましては、申請者の亡くなった母親が、昭和55年頃に隣の宅地との境界に車庫を建てるとともに、長年庭として使用してきていた。申請者は平成25年に相続し、空き家となっている住宅とともに処分するため確認したところ、申請地が農地であったことがわかったというものです。

資料の41ページが案内図です。42ページが字切図で、斜線が申請地です。この申請地南側の●●●●番宅地と●●●●の境目に車庫があり、北西側の●●●●番地が住宅です。現況写真が43ページにありますが、敷地には庭木や柿の木が受けられている状態でした。

以上1件になります。

○ 議長（会長）

はい、これ●●●●番は母屋か。

○ 事務局（奥山）

はい、●●●●番は母屋で、●●●●番が玄関に塀が塀が建ってるような所になります。

○ 議長（会長）

随分立派な家なんだな。この件について、現地確認の報告を願います。

○ 今田委員

今日現地確認致しまして。現況としましては、一部野菜、ネギが植えてありましたけども、何がしたいんだと聞いた所、母屋と一緒に売りたいんだけども、農地のままだと農家でないと買えないし、自分もずっと面倒は見れないと言うこともあり、このままにしておくで耕作放棄地になってしまう恐れもあるんで、止むを得ないかな、という判断です。後藤さんの方も。

○ 後藤委員

はい、これ元々●●●●さんという昔からの旦那衆のお家でございます。面積的にちょっとこの母家の裏のさくらんぼ畑なんかも含めると大面積になるんですけども。所謂壊して更地にするという考えもあったんでしょうけども。農地が付いていると農家以外の方、なかなかここだけを除いてか買うということは出来ない。いろんな悪条件が重なりますんで。この●●●●さんの方も私等よりも高齢の方、十二堂に住んでおりますので管理するのもそろそろ限界だと言うことですので、話を聞くところによりますと不動産屋さんを通してそういった欲しがらる方いるかっていう相談もしてるようですので、周り農地でもなく、住宅地の中のわずかな農地ですので、所謂宅地としてなり雑種地として非農地にするのが妥当なのかな、と現地調査した際の感じでした。

○ 議長（会長）

はい、只今2人の委員からの報告ありました。事由ということにも書いてあります。雑種地という形でもってくだと思われませんが、この件に関して皆さんから何か質問等ありませんか。ないと認めます。このように取り進めてよろしいでしょうか。

——賛同の声あり——

異議なしと認めます。後藤委員からもありましたとおり、幾ばくかの農地があるために、非農家の方はそくつとは買えないということで、農地はあくまで農家の人しか買えない、農地は農家の人で、あとの所は別の人で言っても買った人がそこで野菜を植えたと言っても、雑種地か宅地としての畑ということになるんだそうです。そういった形の中での河北町ではまだないんですが、他の農業委員会では2 aとか3 aとかと決めてそれは認めるとなっている所があります。昔の話をするとあれなんだけども。昔地主と小作ということで、宅地と言うと高かった、と。んだから畑だと年貢も安かったということで一部を畑、宅地とした経過があったようですが、それが今になって、非農家の人を買えないとなっている。これからおいおいと農業委員会の方でも考えていかないといけない案件かな、と思います。以上、説明だけさせてもらいました。以上で総会は終了します。

午後2時43分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
